

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和6年10月17日(木)
第20号

◆宿泊型自立訓練事業所や共同生活援助(グループホーム)◆

卒業後の自立へ向け、支援を受けながら生活能力向上を図ることができる障害福祉サービス事業所が、北九州市内外に宿泊型自立訓練事業所と共同生活援助(グループホーム)として点在しています。

★宿泊型自立訓練とは

障害者手帳を所持されている方に対して、夜間の生活の場所を提供し、「それぞれの自立」(地域生活)を目指し、地域で暮らすために必要なスキルを身につけていきます。施設内では、集団



生活を通じて規則正しい生活リズムの習得(健康管理)をはじめ、適切な人間関係づくり、掃除・洗濯、金銭管理など自分でできることを増やしたり、生活等に関する相談、助言などの必要な支援を行ったりしていきます。また、このサービスでは、地域移行(グループホームや単身生活などの地域生活)に向けた関係機関との連絡調整も行います。原則的に利用期間は、2年間です。



★共同生活援助(グループホーム)とは

共同生活援助(グループホーム)とは、障害のある方が、生活や健康管理面での必要な支援やサポートを受けながら、共同生活を行うことができる住まいのことです。

親や家族と一緒に生活であると、どうしても支援が多かったり、甘えてしまうことが多かたりするため、一人で自立した生活を送ることが難しくなってしまう。障害者グループホームでは、家族から離れて地域に根差し、密着した生活の場になっています。自分で出来ることは行いつつ、支援やサポートを受けながら共同生活を送り、障害者の孤立を防止したり、生活や将来に対しての不安な気持ちを軽減したりすることが出来



ます。また家族の方にとっても、精神的、身体的な負担を減らすことも出来ます。原則的に利用期限はありません。

現状として、宿泊型自立訓練サービスは、利用期間が原則2年間と決められており、各施設、利用者の出入りは、毎年あってはいますが、共同生活援助(グループホーム)に関しては、利用期限がないので、一度契約し

て利用するとなかなか空きが出てきません。もし共同生活援助(グループホーム)利用を考えるなら、早い時期から計画的に利用を進めていきましょう。見学や体験などの希望がありましたら、担任を通して進路支援部に連絡をください。手順を踏み見学や体験をしていきます。

